

# 全国



## 第2082号

ぜんこくしぎかいじゅんぱう

# 市議会旬報

平成31年 4月25日  
(2019年)

毎月3回5の日に発行  
発行 全国市議会議長会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
代表 TEL 03(3262)5234  
旬報 TEL 03(3262)2309  
発行人 滝本 純生  
<http://www.si-gichokai.jp>

## 地方部会総会スタート

### 東北北信越の議案に原子力防災

本会の東北、北信越の各部会は、それぞれ4月4日、9日に定期総会を開催した。会議では、新会長・新役員を選出したほか、会長提出議案に続いて、各県市議会議長会提出議案を決定。決定議案のうち、各3件以内を部会提出議案として、6月11日に開催する本会第95回定期総会へ上程する。

### 東北市議会議長会

東北市議会議長会新会長には、会則に基づき、小林一夫秋田市議会議長を選任した。



小林東北議長会会長  
(秋田市)

### 【各県市議会議長会提出議案】

- ①道路交通環境の整備促進
- ②港湾の整備促進及び空港の機能拡充
- ③観光対策の促進(以上、青森県)
- ④国際リニアコライダの誘致実現
- ⑤被災(移転)



東北議長会総会の模様  
【写真提供=秋田市】

- 跡地の利活用に係る予算枠の確保等
- ⑥東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策(以上、岩手県)
- ⑦東日本大震災からの復旧・復興に向けた対応
- ⑧医療費助成制度の充実強化
- ⑨認可外保育施設への公的

### 北信越市議会議長会

北信越市議会議長会新会長には、会則に基づき、青木幹雄福井市議会議長



青木北信越議長会会長  
(福井市)

### 支援拡充(以上、宮城県)

- ⑩高速交通体系の整備促進
- ⑪道路ストックの老朽化対策に係る支援体制の充実
- ⑫医師確保と地域への均衡ある医師配置(以上、秋田県)
- ⑬フル規格による奥羽・羽越新幹線の建設促進
- ⑭道路及び関連施設の整備促進
- ⑮酒田港の振興(以上、山形県)
- ⑯東日本大震災及び原子力発電所事故災害からの復旧・復興加速化のための支援
- ⑰学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保
- ⑱介護保険制度の安定運営に対する支援措置(以上、福島県)

を選任した。

### 【各県市議会議長会提出議案】

- ①原子力防災対策の強化及び周辺地域の安全確保(石川県)
- ②原子力防災対策のさらなる充実と安全・安心の確保(福井県)
- ③日本海沿岸東北自動車道の整備促進(新潟県)
- ④一般国道8号の整備促進(同)
- ⑤上越魚沼地域振興快速道路の整備促進



北信越議長会総会の模様  
【写真提供=福井市】

- 新幹線の早期完成(石川県)
- ⑨北陸新幹線の整備促進(福井県)
- ⑩上越新幹線及び北陸新幹線と信越本線等との確実性・速達性の高い接続の実現(新潟県)
- ⑪国の責任による35人学級の推進及び教育予算の増額(長野県)
- ⑫保育人材確保のための保育士の処遇改善と保育所の居室面積基準の弾力的運用の適用拡大(同)
- ⑬下水道老朽施設の改築更新に係る国費の重点配分(同)
- ⑭小中学校の空調設備設置に伴う財源確保(同)
- ⑮空き家対策における財政支援等(石川県)
- ⑯伝統工芸の育成・保存・振興(同)
- ⑰農業農村整備事業関連予算の確保(富山県)
- ⑱緊急防災・減災事業債制度の継続・拡充(同)
- ⑲公共施設等適正管理推進事業債の措置期限の延長(同)

### 昭和、平成から令和へ

地方財政 回顧と展望  
関西学院大学 小西教授

稿面  
2~4

「平成」が4月末で幕を閉じ、5月から新元号「令和」が始まる。どんな時代になるのか。自治の根幹である地方財政について、関西学院大学の小西砂千夫教授からご寄稿いただき、昭和、平成を振り返りつつ、令和を展望してもらった。



小西関西学院大学教授

平成の「改革の20年」

現在の地方財政制度の原型は、敗戦後から昭和41年度の地方交付税の法定率32%への引き上げまでの20年間で形成されている。一方、平成5年の地方分権推進の国会決議を序曲として、13年に始まる小泉純一郎内閣による構造改革によって、地方財政制度は「改革の20年」を迎える。

昭和41年度に終了する制度形成の20年と、改革の20年が始まる平成13年度の間の35年間、地方財政制度については、運用上の展開こそさまざまあるものの、根幹的な部分での見直しはほとんどなかった。その一方で、経済や人口、あるいは地域の状況は、その間に劇的に変化した。制度の見直しを怠ってきた35年間の宿題を、改革の20年で大慌てでこなさざるを得なかった。それが平成の地方財政における混乱の構図である。

昭和の制度形成の時代と現在を比較して、もっとも異なるのは、統治と自治のバランスの変化である。制度形成期とは、うらがえせば混乱期でもある。目前の問題はそれだけ大きい。国民全体のバランスを図った大きな制度改革が許される状況にある。一方、制度の安定期に入ると、制度が一

種の社会インフラとなり、社会の安定と繁栄が、当然の権利となる。利害の構図が明確になると、大胆な制度改革は難しくなり、閉塞状況が生じる。

## 昭和、平成から令和へ 地方財政 回顧と展望

関西学院大学 小西砂千夫教授

寄稿

それが鬱積した結果が、平成の改革の20年を支えた世論形成である。

ところが、改革の20年では、筋道を立て、手順を踏んだ改革ができな

った。痛恨事である。そうなった原因として、筆者は、昭和の制度形成期における制度運営に塗り込められた統治の知恵が十分に共有されていないことに求めたい。制度運営の基盤が大切にされないうなかで改革を行うのは危険である。改革のリスクは常にそこにある。

令和では、グローバル化の脅威が激しくなり、安全保障も危うい。自由と民主主義という近代ヨーロッパの価値観は激しく揺さぶられている。国家の統治力が低下すると、地方財政はないがしろにされがちである。文字通り危機の時代である。2040年問題がそれに拍車をかける。

その一方で、わが国の誇るべき国柄の基盤は、地方交付税をはじめとする地方財政制度である。平成の改革においては、地方交付税は常に既得権益のイメージを伴い、改

革の対象とされてきた。しかし、その歪んだ評価を正せば、守るべき制度インフラと認識される。地方財政制度の機能に対して、正当な歴史的評価を下すことが重要である。そのため地方自治関係者の責任は重い。

改革のアジェンダ

昭和22年、地方自治法は憲法と同時に施行されている。それを見届けて、GHQは満を持したように、内務省を解体した。内閣統治の要となる省を廃することで、国民総動員のケジメが付けられたともいえる。国家組織のなかに地方自治を司る省は不要というのがGHQの判断である。

昭和23年の地方財政法は、ヨーロッパ型の自治制度にみられる国と地方の共同所管事務の存在を前提とした負担区分の原則を打ち出した。それを全否定したのが昭和24年

のシャウプ勧告である。シャウプ勧告は、基礎自治体中心主義を打ち出し、近代的な地方税制度と他のどの国も持たない財源保障機能を備えた地方財政平衡交付金の導入を提言した。それは戦後の地方財政制度の発展の基盤となった。

その一方で、シャウプ勧告を受けて設けられた地方行政調査委員会による行政事務配分案である神戸勧告はないがしろにされ、シャウプ勧告流のアメリ力型の国と地方の分離型事務配分は明確な宣言もなく拒否した。その一方で、地方財政平衡交付金制度は机上の空論として行き詰まったことから、機能する仕組みとして地方交付税に改められた。シャウプ勧告は方向性の議論として正しいという、わかりにくいバランスのある感覚をもって「受容」された。

【3面へ続く】

## 【2面から続く】

このような制度形成期の動きに対して戦後改革を骨抜きにする逆コースと捉えるか、統治の知恵と理解するかが、その後の地方分権のアジェンダを整える際に決定的に重要となる。国の機能は外交や防衛などの国しかできないものに限定して、

内国統治に係る事務は地方に移して道州制とするのは、シャウプ勧告の事務配分のかたちを変えた復活だと筆者には映る。一方、平成の改革における地方交付税に関するさまざまな投げかけは、地方交付税の機能に対する認識の違いから来ているように思われる。地方交付税の財源保障機能が自治体の安易な財政運営を引き起こしている指摘する場合、地方交付税制度の下で財政力格差が、実は意外なほど解消されていないことへの認識が不十分ではないかとの疑

問を持つ。事程左様に、地方財政制度の改革のアジェンダは、現存する制度の機能に関する認識に大いに左右される。

## 平成の改革の揺り戻し

平成13年の小泉構造改革からおよそ20年が経過したが、そこでは小さな政府路線から中福祉・中負担への揺り戻しが起きている。構造改革にあつては、投資的経費はピーク時の3分の1近くまで切られ、地方公務員の人員費は大幅に削減され、社会保障もまた歳出圧縮のための制度見直しの対象とされた。

地方財政における不良債権処理問題は、土地開発公社や第三セクター等の開発行政の後始末に伴う自治体の財政再建問題であった。そこで政治的に投げかけられたのが破綻法制の導入であった。しかし、平成19年に制定された自治体財政健全化

法は、破綻の要素を抜いた再建法制であった。破綻の要素を持ち込むことが誰の得にもならないという常識的な判断が優先された結果といえる。

大幅に圧縮された投資的経費は、公共施設等総合整備のかけ声のなかで、緩やかに増加に転じている。地方公務員の給与水準も、デフレ解消の観点では圧縮こそ望ましいとはされていない。

福田内閣の下で設けられた社会保障国民会議が、中福祉中負担への転換点となり、後の社会保障・税一体改革として結実した。消費税率の大幅な引き上げは、かつては実現不可能と思われたが、自公政権から民主党政権、さらに自公政権への回帰という振り子が、税制抜本改革実現の隠れた立役者になった。社会保障改革は、人づくり革命となることでさらに内容が増した。中福祉・中負担あ

るいは大きな政府が、わが国がめざすべき社会像となった。

税負担が重くなることに対して、政府に強いられていると国民が消極的である間は、鬱積が貯まってしまい持続しない。家族と地域社会あるいは企業の相互扶助機能の低下を社会サービスの充実で補うと覚悟を決めれば、その対価としての重い税負担にも積極的に賛成でき

る。軽い税負担は、政府に依存せずに自衛する姿勢であるが、重い税負担は政府を信頼する方が自衛手段になるという逆転の発想である。それがそがわが国の財政の根本問題であると筆者は考える。それはまた、戦後の歩みに対する歴史的評価に重なる。逆コースとみなしている限り、政府不信は拭えず、重い税負担は理解されない。

平成は、バブルから始まったが、その後は財政悪化に悩まされた。現在、なお、基礎的財政収支の赤字は続いている。一方、経済の持続的拡大で、債務残高・GDP比率は、定常状態から低下傾向になっている。財政再建の目途が立ち始めているとみるかどうか、平成を評価するうえで大きなポイントである。

## 2040年問題へ

筆者には令和の時代を見通す能力はなく、現時点からごく短い将来しか予想できない。そのなかでも、2040年問題は重要である。

そこで問われていることの1つは、基礎自治体中心主義という原則である。人口減少先進県である高知県や奈良県では、基礎自治体中心主義の建前はあるものの、県政と市町村行政が一体化している。特に、奈良モデルといわれる奈良県方式では、県は水平連携では狂

言回しを行い、垂直統合では当事者となる。特に、地域医療、介護などの福祉サービス、そして水道事業などのインフラ整備において、奈良モデルは威力を発揮する。人口減少社会における県と市町村の総力戦のイメージである。いくつかの人口減少先進県で、類似の取り組みが進められている。

地方自治のあるべき姿を示唆するものといえる。事務配分において、県と市町村が融合するなかで、地方税財政制度は再分配機能の強化を図る方向である。地方税の偏在は是正や、地方共同税としての地方譲与税の位置付け強化などの流れもそれに連なるものである。

平成の改革における構造改革路線の揺り戻しの延長が、令和当初の流れである。それが今後も続くとは限らない。続かないとみるのが経験知とし

(公財)後藤・安田記念東京都市研究所(旧・東京市政調査会)

### 第49回『都市問題』公開講座

「自治体は「2040年問題」にどう向き合うか？」

『都市問題』公開講座は、公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所(旧・財団法人東京市政調査会)の発行する月刊誌『都市問題』の特集などから時宜に合ったテーマを選び開催しています。

第49回は次のような趣旨により、「自治体は「2040年問題」にどう向き合うか？」をテーマとして開催いたします。多数の方々のご参加をお待ちしております。

#### ○開催趣旨

高齢者人口がピークを迎える2040年、自治体は行政サービスを維持できているのだろうか。総務省の有識者委員会「自治体戦略2040構想研究会」は、労働力の減少により2040年には今の半数の公務員で行政を支える必要があるとして、圏域行政、AI・RPAの活用によるコスト効率化、共助の法制化を提唱した。人口減少と高齢化は、自治体行政の各分野にどのような課題をもたらすか。自治体は、どのような政策でこの課題に立ち向かうのか。自治システムの改革により問題に対処しようとする現在の動きをどのように受け止めるか。本講座では、自治体が「2040年問題」にどう向き合うべきかを、多様な観点から総合的に検討する。

#### ○日程

2019年5月18日(土)13:30~16:30(開場13:00)  
日本プレスセンター 10階ホール  
(〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1)

#### ○出演者

##### 基調講演

- 小池 司朗 氏(国立社会保障・人口問題研究所人口構造研究部部長)
- パネルディスカッション
- 太田 昇 氏(岡山県真庭市長)
- 川島 将史 氏(埼玉県行田市副市長)
- 山下 祐介 氏(首都大学東京人文科学研究科教授)
- 牧原 出 氏(東京大学先端科学技術研究センター教授)<司会>

#### ○参加費：無料

○参加申込み：後藤・安田記念東京都市研究所ホームページ (<http://www.timr.or.jp>) からお申込みください。

○申込み期限：2019年5月16日(木)

※満席となりしだい受付を終了しますので、お早めにお申込みください。

○問合せ先：後藤・安田記念東京都市研究所

TEL:03-3591-1239、FAX:03-3591-1209



会議の様相

協議では30年度決算について、監事を代表して、水口典一監事(滝川市議会議員)から監査結果の報告があり、説明、報告の通り了承した。監査結果については、6月4日開催の第77回理事会、第47回総会で報告する。新年度の事業計画案、会議・活動日程案、予算案や

【3面から続く】  
では正しいであろう。進歩主義にとらわれなければ、社会は段階的に改善されないが、極端には悪くならない。将来はバラ色ではないが、希望を捨てる必要もない。当面の課題として、本格的な人口減少社会である20

40年問題がある。基礎自治体のあり方、社会保障、インフラ整備、公営企業、地域振興などの地方財政に係る改革課題は目白押しである。昭和の制度形成における統治の知恵を見失うことなく、進んで難問に取り組もうではないか。

## 病院協が役員会開催

新年度事業計画案などを了承

全国自治体病院経営都市議会協議会(会長 天沼久純盛岡市議会議長)は4月8日、都内で正副会長・監事・相談役会議を開催した。天沼会長が「深刻な医師不足や偏在など、自治



挨拶する  
天沼病院協会長

しい。今後も引き続き、自治体病院の安定的経営、持続可能な地域医療の確

り巻く環境は極めて厳



監査結果報告する  
水口監事

保に向け、精力的な活動を行っていく必要がある」と挨拶。事務報告、平成30年度要望結果を了承した。

総務省は、30年12月末現在の「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査」をまとめた。市区町村議会議員は2万9839人で、無所属が2万958人(全議員の70.2%)。公明党2729人(9.1%)、日本共産党2611人(8.8%)、自由民主党2041人(6.8%)、社会民主党239人(0.8%)、日本維新の会55人(0.2%)、国民民主党45人(同)、立憲民主党34人(0.1%)、自由党4人(0.0%)、諸派1123人(3.8%)。女性議員は3997人(13.4%)だった。30実施の市区議会議員選挙は、一般選挙153件、補欠選挙・再選挙55件、無投票当選25件。

### 市区町村女性議員13.4% 総務省調査

# 30年度要望結果の概要

## 地方行政委員会

80号2・3面)参照。

### 1 地方分権改革の推進

①については、会長提出決議「3」(2080号3面)参照。

②国の出先機関改革③「国と地方の協議の場」における実効性のある運営一を要望した。

②は、30年度も地方分権改革有識者会議等において出先機関改革についての検討は行われておらず、進展していない。

③では、30年度の国と地方の協議の場は3回開催。本会からは山田会長が出席し、意見交換を行った。地方側からの意見に対し、国側からは、地方側の意見を受け止め、しっかりと対応していく旨の意見が表明された。

### 2 地方創生の推進

①②⑤については、会長提出決議「3」(20

⑥地方創生のための魅力ある地域資源を活かした緊要度の高いまちづくりなどを戦略的に推進する特別な地方債の創設等

⑦政府関係機関の地方移転の早急かつ円滑な完全実現⑧企業の地方移転や人の地方への移住等を促進する取組の積極的な推進一などを要望した。

⑥は、実現していない。⑦については、文化庁の京都府移転は、令和3年度中の本格移転を目指して、計画的・段階的に進められる。

消費者庁の徳島県移転については、29年7月に徳島に開設された「消費者行政新未来創造オフィス」の恒常的な設置、規模の拡大に向け試行が行われ、令和元年度を目途に検証、見直しされる。

総務省統計局の和歌山

県移転については、総務省統計局統計データ活用センター及び関係機関により、総務省統計局「統計データ活用センター」の開設(30年4月)などが行われている。

⑧については、30年度では、地域再生法の改正に伴い、従業員増加数などの地方における雇用要件の緩和や、東京23区から地方へ本社機能を移転する場合の支援対象地域の見直し等が行われた。

地方移住希望者への支援体制は、31年度(令和元年度)から、地方創生起業支援事業・地方創生移住支援事業として、東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、地方における起業などを創出する地方公共団体の取組が地方創生推進交付金で支援される。

3 参議院選挙における合区の解消

合区を早急に解消し、都道府県単位による代表

が国政に参加可能な選挙制度の実現を要望した。自由民主党は、参議院選挙区の合区解消の項目を含む改憲案を作成し、憲法改正の国会発議を目指しているが、実現には至っていない。

なお、地方六団体が構成する地方自治確立対策協議会は、参議院選挙における合区の早期解消に向け、30年4月27日に「合区の早期解消促進大会」を開催した。

本会を代表し、森協副会長(松江市議会議員)(当時)が出席、発言した。同年5月30日には、地方六団体の代表者が、与野党幹部に対して要請活動を行っている。

本会からは、山田会長及び下村副会長(鳥取市議会議員)(当時)が参加。

4 地方議会議員のなり手の確保

①②については、会長提出決議「4」(2080号4面)参照。

③「集中専門型議会」及び「多数参画型議会」という二つの新たな議会を自主的に選択できる制度の創設とその附帯的課題について提言することに主眼が置かれている。

自主的な選択を前提とする制度提言とはいえず、小規模市町村における議会のあり方を大きく変容させる抜本的な改革を求めるものであるにもかかわらず、提言に当たって事前に関係市町村議会など地方自治の現場の意見聴取がなされていない。

以上のことから、全国市議会議長会は、同報告書の公表と同時に、当事者となる市町村議会からの意見聴取を後回しにするような実験主義的な進め方は、議会制度改革の手法として大いに疑問であるなどを趣旨とする会長コメントを公表した。

④⑤については、実現

【6面へ続く】

【5面から続く】

には至っていない。

5 厚生年金への地方議会議員の加入

厚生年金への地方議会議員の加入について、「厚生年金加入推進会議」等と連携して、要望活動を行ってきたが、実現には至っていない。

6 地震、集中豪雨など頻発・激甚化する大規模災害等に対応する防災・減災対策の充実強化

会長提出決議「5」(2081号1～3面)参照。  
7 消防防災体制の充実強化

①消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実強化②緊急防災・減災事業債の対象事業及び財政措置の充実強化③消防防災通信ネットワークの充実強化④消防団の充実強化⑤消防広域化事業に対する財政措置の充実強化を要望した。

①について、緊急消防

援助隊設備整備費補助金に49・9億円(30年度49

・0億円)が確保された。また、様々な災害に対応するための常備消防力等の強化として、消防防災施設整備費補助金13・5億円(30年度13・2億円)が計上された。

②は、30年度と同額の5000億円が計上されている。

③について、平成31年度消防庁予算では、防災情報の伝達体制の強化に11・2億円が確保された。また、防災行政無線のデジタル化については、緊急防災・減災事業債の対象とされている。

④について、31年度消防庁予算において、地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化のための予算として23・4億円が確保され、消防団の装備・訓練の充実強化や消防団への女性・若者等の加入促進、自主防災組織等の充実強

化等の取り組みが推進される。

また、30年度補正予算においても、25・3億円が確保されている。

⑤について、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、引き続き消防の広域化の取組を促進し、ソフト・ハードの両面から総合的に財政措置を講じられることとされる。

31年度消防庁予算では、市町村の消防の広域化や消防業務の一部の連携・協力の推進に、0・2億円(30年度と同額)を計上。消防の広域化及び消防の連携・協力のモデル構築事業が実施される。

8 過疎地域の自立促進

①過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額確保など過疎地域に対する財政措置の充実②過疎地域への税制等の優遇措置の拡充・強化及び税制の優遇措置に伴う減収分についての財政措置③現

行過疎法の失効後の過疎地域の意義と役割を明記した新たな制度の創設を要望した。

①について、過疎地域等自立活性化推進交付金6・9億円が確保された。

また、平成31年度地方債計画では、過疎対策事業債に4700億円(30年度4600億円)、辺地対策事業債に510億円(30年度485億円)が計上された。

②について、30年12月14日に決定された与党税制改正大綱において、過疎地域内で個人又は法人が製造業等の設備等を新増設して事業の用に供した場合の特別償却について、適用期限が2年間延長された。

③は、実現には至っていない。総務省過疎問題懇談会においては、令和2年度前半を目前に、新たな過疎対策の理念や対象地域のあり方、施策の視点、支援制度のあり方

等について提言が行われる予定である。

9 合併市町村に対する支援の拡充

①合併特例債の所要額確保と元利償還金の普通交付税算入率の引き上げ②合併市町村の実態を十分反映した交付税算定の実施③今後合併する市町村に対しても、十分な財政措置の実施④合併基盤整備事業が円滑かつ計画的に実施できるよう、東

日本大震災の被災市町村以外の合併市町村の合併特例債の発行期限を被災した合併市町村と同様の期間に延長を要望した。

①について、旧合併特例債として、31年度地方債計画に30年度同額の6200億円が計上された。②は、30年度に商工行政費等において標準団体の経費を見直し、段階的に交付税の算定に反映することとされている。③④について、相次ぐ大規模災害や、全国的な

建設需要の増大等により、合併市町村の市町村建設計画に盛り込まれた事業の実施により支障が生じている状況にあることから、「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」の一部改正法(合併特例債の発行可能期間の再延長)が施行された。

10 社会保障・税番号制度に係る取組強化

①情報連携及びマイナポータルの本格運用等の制度の運用に係る地方自治体の財政負担に対する支援措置の拡充②制度の周知徹底等を要望した。①について、30年10月から地方自治体と他の行政機関等との情報連携の拡充、31年1月から年金関係手続の情報連携の開始に向けた準備が始まっている。31年度総務省予算では、情報連携の基盤となる情報提供ネットワークシス

【7面へ続く】

【6面から続く】

テムの設置・管理等に14・2億円(30年度72・3億円)が確保された。また、31年度内閣府予算では、社会保障・税番号制度の推進(マイナポータルの整備等)に41・3億円が計上された。

②について、国民に対して制度の趣旨、制度の仕組み、効果等について一層の周知徹底を図るとともに、セキュリティ対策に万全を期すことを要望した。

その結果、31年度内閣府予算では、社会保障・税番号制度の推進(コールセンターの運営及び普及・広報)に3・7億円が計上された。

11 高齢化の加速と在外邦人の増加に対応する住民基本台帳制度等の見直し

会長提出決議「2」(2080号2面)参照。

12 会計年度任用職員制度の導入に係る財政措

置

会計年度任用職員制度の導入に係る地方自治体への財政措置を要望。

31年度総務省予算では、会計年度任用職員制度の円滑な制度導入に向けた支援経費0・1億円が計上された。

13 基地対策関係予算の確保等

①基地交付金・調整交付金の増額確保等②基地周辺対策経費の所要額確保③米軍機による低空飛行訓練の中止を求めた。

①について、31年度総務省予算において、いずれも前年度増額の基地交付金291・4億円、調整交付金74・0億円、合計365・4億円が確保された。②③について、31年度防衛省予算において、基地周辺対策経費は、歳出ベースで1448・56億円が確保された。

米軍機による低空飛行訓練の中止は、実現には至っていない。

14 治安対策の強化等

①治安対策の強化②運転免許証自主返納者に対する支援③拉致問題の全容解明と早期解決を要望した。

①について、31年度警察庁予算においては、一般会計3420・85億円、東日本大震災復興特別会計4・25億円、合計3425・10億円が確保され、総合的な暴力団対策、薬物・銃器対策、来日外国人犯罪対策等が推進されるとともに、人的基盤の充実強化や装備資機材・警察施設の整備充実などの警察基盤の充実強化が図られる。31年度法務省

予算は、矯正施設の環境整備や法務省施設の防災・減災対策等の施設整備関係経費585・71億円、円滑な出入国審査と厳格な出入国管理を高度な次元で両立するため等の出入国管理関係経費653・30億円を計上した。

再犯防止対策の推進に

ついて、31年度法務省予算においては、再犯防止のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化や矯正施設の環境整備等として、719・3億円が確保された。

出入国管理関係では、外国人受入れ環境の整備に関する総合調整等の機能を強力に果たすため、31年度から法務省の外局となる「出入国在留管理庁」が設置された。

②は、実現していない。③について、31年度予算では、内閣官房拉致問題対策本部事務局関係に13・11億円、内閣府大臣官房拉致被害者等支援担当室関係に3・63億円が計上されており、拉致被害者全員の帰国に向けて、情報・分析体制の強化等、北朝鮮向け放送の充実、国際連携の強化、広報・啓発の充実などの取組が推進される。

15 所有者不明土地対策

に利活用・管理できる環境の整備②所有者不明土地に関する情報基盤の整備③不動産権利に関する登記制度の見直しを要望した。

①について、国土交通省では、同法の積極的な活用を図るため、権利者探索の実務者向け手引きの作成や、新たに創設された地域福利増進事業に係る先進的な取組への支援、ノウハウの他地域への普及等が進められる。また、地域支援を通じて、所有者不明土地の利用の円滑化と適切な管理が促進される。31年度国土交通省予算では、所有者不明土地法の円滑な運用に向けた地域支援に、0・5億円が計上された。

②③について、31年度法務省予算では、所有者不明土地問題への対応及び地図整備体制の強化等を推進するための予算72・1億円が確保されており、土地所有者の探索に

【8面へ続く】

ストの縮減及び土地区画の明確化による公共用地取得の円滑化、経済取引の活性化が図られる。

また、所有者の発見が特に困難で、膨大な作業が必要な変則型登記の解消のため、公的記録を調査の上、所有者を特定し、職権登記を行うことができる旨を内容とする「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案」が、31年2月22日に閣議決定され、国会へ提出された。

16 北方領土返還

①早期返還の実現②北方領土隣接地域の振興対策等③北方四島における共同経済活動の実現を要望した。

①②について、31年度内閣府北方対策本部予算において、16・89億円(30年度16・88億円)が計上されており、修学旅行誘致促進対策経費や四島交流事業の安定的な実施経

【7面から続く】

費、若者向け情報発信拡充等事業費などの事業が実施される。

③について、31年度国土交通省北海道局予算においては、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する施策を推進するため、北方領土隣接地域振興等経費1・02億円が計上された。

17 竹島の領有権確立

竹島の領有権確立に向けた国内世論の喚起や国際社会へのアピール強化を要望した。

31年度内閣官房領土・主権対策企画調整室予算では2・35億円(30年度1・16億円)が計上された。

18 日米地位協定の抜本的な改定

在日米軍基地に起因する様々な事件や事故から国民の生命・財産及び人権を守るため、日米地位協定を抜本的に改定するよう要望してきたが、実

現には至っていない。

19 人権救済制度の確立

人権教育及び人権啓発の推進、実効性のある人権救済制度の確立を要望。

31年度法務省人権擁護局関係予算では、人権侵害による被害者救済活動や人権擁護委員活動の実施、全国的視点に立った人権啓発活動の実施、地域人権問題に対する人権啓発活動の委託等のため、34・86億円(30年度34・07億円)が計上され、共生社会の実現に向けた人権擁護施策が推進される。

地方財政委員会

1 代替税財源なき車体課税の減税要求に対する自動車税の根幹堅持等

会長提出決議「1」(2080号1・2面)参照。

2 31年度地方財政対策

(1) 重点要望事項

①～⑤については、会長提出決議「3」(2080号3面)参照。

⑥地震、台風、集中豪雨等による災害の復旧・復興で特別交付税の増額配分などの財政措置⑦ト

ップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化議論で条件不利地域等、地域の実情に配慮するなど、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにする一ことを要望。

⑥は30年度特別交付額1兆305億円のうち大阪北部地震、7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震等の災害関連に1141億円交付。30年度第2次補正では、増額される30年度分の地方交付税5311億円のうち、30年度の災害の状況に鑑み、普通交付税396億円(普通交付税の調整額の復活)、特別交付税700億円(災害対応のための増額)が、30年度の交付税総額に加算して配分された。

⑦について、31年度は、28年度に導入した16業務

のうち2業務、29年度に導入した2業務について、段階的な反映における3

年目、4年目の見直しを実施するとともに、本庁舎清掃等の9業務について、引き続き、小規模団体で民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定するとされている。窓口業務の委託は、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取り組みを強化し、その状況を踏まえてトップランナー方式の導入を検討するとされ、31年度は見送られた。

(2) 地方財源の充実確保

①地方自治体の様々な課題解決に向けて、きめ細かく財政需要を捉え、その財源の充実を図る②地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避ける③緊急防災・減災事業について、所要額を確保する④新庁舎整備に係る新たな財政支援制度

の創設等、支援の拡充を図る⑤地方自治体が行う危険な空き家の除却に

対策事業費が計上されている④は新庁舎整備に係る新たな財政支援制度の創設、支援の拡充はされなかったが、市町村役場機能緊急保全事業では令和2年度までに実施設計に着手した事業について令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置が講じられることとなる⑤は地方自治体が行う危険な空き家の除却に対して、更なる財政措置の拡充はされなかった。

①は地方自治体の様々な課題解決に向けて、きめ細かく財政需要を捉え、その財源の充実を図る②地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避ける③緊急防災・減災事業について、所要額を確保する④新庁舎整備に係る新たな財政支援制度

①は地方自治体の様々な課題解決に向けて、きめ細かく財政需要を捉え、その財源の充実を図る②地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避ける③緊急防災・減災事業について、所要額を確保する④新庁舎整備に係る新たな財政支援制度

①は地方自治体の様々な課題解決に向けて、きめ細かく財政需要を捉え、その財源の充実を図る②地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避ける③緊急防災・減災事業について、所要額を確保する④新庁舎整備に係る新たな財政支援制度

①は地方自治体の様々な課題解決に向けて、きめ細かく財政需要を捉え、その財源の充実を図る②地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避ける③緊急防災・減災事業について、所要額を確保する④新庁舎整備に係る新たな財政支援制度

①は地方自治体の様々な課題解決に向けて、きめ細かく財政需要を捉え、その財源の充実を図る②地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避ける③緊急防災・減災事業について、所要額を確保する④新庁舎整備に係る新たな財政支援制度

対策事業費が計上されている④は新庁舎整備に係る新たな財政支援制度の創設、支援の拡充はされなかったが、市町村役場機能緊急保全事業では令和2年度までに実施設計に着手した事業について令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置が講じられることとなる⑤は地方自治体が行う危険な空き家の除却に対して、更なる財政措置の拡充はされなかった。

①は地方自治体の様々な課題解決に向けて、きめ細かく財政需要を捉え、その財源の充実を図る②地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避ける③緊急防災・減災事業について、所要額を確保する④新庁舎整備に係る新たな財政支援制度

①は地方自治体の様々な課題解決に向けて、きめ細かく財政需要を捉え、その財源の充実を図る②地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避ける③緊急防災・減災事業について、所要額を確保する④新庁舎整備に係る新たな財政支援制度

①は地方自治体の様々な課題解決に向けて、きめ細かく財政需要を捉え、その財源の充実を図る②地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避ける③緊急防災・減災事業について、所要額を確保する④新庁舎整備に係る新たな財政支援制度

①は地方自治体の様々な課題解決に向けて、きめ細かく財政需要を捉え、その財源の充実を図る②地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避ける③緊急防災・減災事業について、所要額を確保する④新庁舎整備に係る新たな財政支援制度

①は地方自治体の様々な課題解決に向けて、きめ細かく財政需要を捉え、その財源の充実を図る②地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避ける③緊急防災・減災事業について、所要額を確保する④新庁舎整備に係る新たな財政支援制度

平成の合併により、市

【9面へ続く】

【8面から続く】

町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、29年度、または30年度に見直しを行った事項については、引き続き段階的に交付税の算定に反映するとされている。

(4) 「地方共有税」への変更

地方交付税を国の特別会計に直接繰り入れする「地方共有税」への変更を要望。

地方共有税への変更は実現していない。

(5) 地方自治体の財政運営の予見可能性向上

地方自治体の財政運営の予見可能性向上で、地方財政計画の策定過程において早期の情報提供をし、地方交付税算定方法の簡素化・透明化を要望。

30年12月21日に「31年度地方財政対策のポイント」、31年度地方財政対策の概要」が総務省で取りまとめられ、31年1

月25日には、「31年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」が総務省から示されている。

(6) 国による確実な財政措置の実施等

▽景気対策や政策減税等により国が後年度に財源措置するとしている地方債の元利償還金に対する地方交付税措置を確実に履行する▽国の責任において実施されるべき制度創設や制度改正については、事務費を含め全額国費負担とする一ことを要望。

10月1日からの消費税率の10%への引き上げに伴い実施されるプレミアム付商品券事業については、販売を行う市区町村に対し、実施に必要な経費(事業費、事務費)全額が国から補助される。

30年度第2次補正予算96億円により、30年度内の支出分については、31年5月に支払いが予定され

ているほか、31年度予算で1723億円が確保されている。

(7) 「国と地方の協議の場」の活用

地方財政対策は、「国と地方の協議の場」で十分協議を行った上で決定することを要望。

30年12月17日に開催された30年度第3回国と地方の協議の場において、山田会長から「12月中旬開催では、与党の税制改正の議論もほとんど終了している時期であり、地方財政対策も最終盤である。開催時期について、政府で検討をお願いする」旨発言している。

3 31年度税制改正

(1) 重点要望事項

①〜④については、会長提出決議「4」(2080号3・4面)参照。

⑤森林環境税について

は、新たな森林管理システム下における都道府県と市町村の役割分担、事業実施体制の確保など制

度の円滑な実施に向けた取り組みを進めることを要望。

30年度税制改正で31年度から譲与される森林環境譲与税、令和6年度から課税される森林環境税の創設が決定しており、今国会で関係法律が成立

(2) 地方税源等の充実確保

①個人住民税は、政策的な税額控除を導入しないほか、制度のあり方を検討する。法人住民税均等割は、税率を見直すなどの充実強化を図る②事業所税は、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図る③基地交付金・調整交付金は、3年ごとの固定資産税評価替えの翌年度に増額されている経緯を踏まえ、増額する。基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊が使用する全資産に拡大する。

調整交付金は、10%のマインスシーリングの対象

とならないよう基地交付金と同様に義務的経費として取り扱う一ことを要望。

①について、個人住民税は、31年度税制改正で以下の措置が決定。「住宅に係る措置」消費税率引き上げに伴う需要変動の平準化対策として、今回の住宅ローン控除の改正により延長された控除期間においては、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除される。この措置に伴う個人住民税の減収額は、全額国費で補てん。「個人住民税の非課税措置」令和3年度分個人住民税から、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を

非課税とする措置が講じられる。さらなる税制上の対応の要否等については、2年度税制改正で検討し、結論を得る。

法人住民税均等割については、税率の見直しは行われなかった。

②について、事業所税は31年度税制改正で課税範囲の拡大や税率の見直しはなかった。

③は31年度における基地交付金・調整交付金については、前年度から10億円増の365億4000万円が確保された。基地交付金291億4000万円(前年度283億4000万円)、調整交付金74億円(前年度72億円)。基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊が使用する全資産に拡大すること、調整交付金を義務的経費として取り扱うことについては、実現に至っていない。

(3) 政令指定都市・中核

【10面へ続く】

【9面から続く】

市・施行時特例市に対する税制上の特例措置の充実

▽政令指定都市は、事務配分に見合った税制上の特例措置を充実させる

用天然ガス充填設備を除外し、課税標準を価格の4分の3(現行3分の2)とする見直しが行われ、適用期限が2年延長される。熱電併給型動力発生装置(コージェネレーション設備)に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、課税標準を価格の12分の11(現行6分の5)とした上で、適用期限が2年延長される。

31年度税制改正で、政令指定都市に対する税制上の特例措置の充実、中核市・施行時特例市に対する税制上の特例措置の創設は行われなかった。

4 31年度地方債計画 (1) 地方債資金の確保

(4) 非課税等特別措置等の整理合理化

地域活性化事業債等の一般単独事業債の所要額を確保することを要望。31年度地方債計画で、通常収支分の総額は、普通会計分が30年度と比べて2096億円(2.3%)増の9兆4282億円、公営企業会計分が同1504億円(6.2%)増の2兆5774億円となり、同3600億円(3.1%)増の12兆56億円が計上された。このうち一般単独事業債は、30年

度と比べて2781億円(12.3%)増の2兆5415億円が計上された。一般単独事業債のうち地域活性化事業債は、30年度と同額の690億円が計上されている。

上げは行われていない。(4) 起債対象事業の拡大等 起債対象事業の拡大や地方債充当率の引き上げ、償還期限の延長等を行うことを要望。

47億円増の2兆6716億円が計上されている。(2) 地方公営企業の広域化等への支援

6 国庫補助負担金 (1) 国庫補助負担金の廃止等

固定資産税等における非課税等特別措置や、地方税収に影響を及ぼすこととなる国税における租税特別措置の整理合理化を推進することを要望。

31年度税制改正で、低公害車燃料等供給設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から天然ガス自動車

度と比べて2781億円(12.3%)増の2兆5415億円が計上された。一般単独事業債のうち地域活性化事業債は、30年度と同額の690億円が計上されている。

31年度地方債計画において、旧合併特例債は、前年度同額の6200億円を計上。元利償還金の普通交付税算入率の引き

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

7 地方創生及び地方分権改革の推進

合併特例債の所要額確保

5 地方公営企業 (1) 公営企業繰出金等の所要額確保

地方公営企業の経営基盤を強化するため、公営企業繰出金及び公営企業債の所要額確保を要望。

公営企業繰出金は30年度と比べて、約184億円減の約2兆5400億円、公営企業債は同16

地方公営企業の事業統合・再編を含む広域化等の取り組みに対する支援強化を要望。

8 防災・減災対策の充実強化

31年度地方債計画において、旧合併特例債は、前年度同額の6200億円を計上。元利償還金の普通交付税算入率の引き

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

9 国庫補助負担金の廃止等

31年度地方債計画において、旧合併特例債は、前年度同額の6200億円を計上。元利償還金の普通交付税算入率の引き

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

10 国庫補助負担金の廃止等

31年度地方債計画において、旧合併特例債は、前年度同額の6200億円を計上。元利償還金の普通交付税算入率の引き

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

11 国庫補助負担金の廃止等

31年度地方債計画において、旧合併特例債は、前年度同額の6200億円を計上。元利償還金の普通交付税算入率の引き

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

12 国庫補助負担金の廃止等

31年度地方債計画において、旧合併特例債は、前年度同額の6200億円を計上。元利償還金の普通交付税算入率の引き

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

13 国庫補助負担金の廃止等

31年度地方債計画において、旧合併特例債は、前年度同額の6200億円を計上。元利償還金の普通交付税算入率の引き

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

31年度地方債計画で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業、公共施設等適正管理推進事業、水道・下水道事業について起債対象事業の拡大、地方債充当率の引き上げがなされる。財政融資資金、地方公共団体金融機構資金で一部償還期限の延長がなされる。

14 国庫補助負担金の廃止等

議会人事

※年表記がないものは31年

議長

志木

池ノ内秀夫(4・12)

副議長

養父

政次 悟(30・11・7)

豊見城

外間 剛(2・25)

那珂川

津留 涉(3・19)

逗子 高谷清彦(4・12)

事務局長

富良野

清水康博(4・1)

登別 山谷桂司(4・1)

三沢 村井拓司(4・1)

北上 菅野浩一(4・1)

遠野 新田順子(4・1)

奥州 瀬川達雄(4・1)

塩竈 武田光由(4・1)

大館 阿部 稔(4・1)

米沢 三原幸夫(4・1)

鶴岡 丸山一義(4・1)

新庄 滝口英憲(4・1)

東根 梅津佳之(4・1)

相馬 佐藤栄喜(4・1)

田村 秋元 力(4・1)

南相馬

高野公政(4・1)

長岡 赜尾 理(4・1)

小千谷

遠藤孝司(4・1)

燕 今井和行(4・1)

妙高 築田和志(4・1)

胎内 坂井弘栄(4・1)

福井 廣瀬峰雄(4・1)

敦賀 池田啓子(4・1)

あわら

島田俊哉(4・1)

長野 柄澤顕司(4・1)

駒ヶ根

米山久之(4・1)

飯山 坪根一幸(4・1)

三鷹

刀祢平秀輝(4・1)

品川 米田 博(4・1)

豊島 渡辺克己(4・1)

川崎 宮村俊秀(4・1)

逗子 谷津 徹(4・1)

伊勢原

小林幹夫(4・1)

座間 渡部 稔(4・1)

甲斐 本田泰司(4・1)

上野原

横瀬仁彦(4・1)

古河 倉持 透(4・1)

石岡 門脇 孝(4・1)

つくば

川崎 誠(4・1)

筑西 鈴木 徹(4・1)

坂東 羽富 智(4・1)

行方 奥村 晃(4・1)

小美玉

我妻智光(4・1)

さくら

長嶋博文(4・1)

さいたま

森山成久(4・1)

狭山 杉田幸伸(4・1)

草加 高松光夫(4・1)

越谷 橋本勝文(4・1)

志木 大河内充(4・1)

久喜 関口康好(4・1)

市川 植草耕一(4・1)

野田 根本一弘(4・1)

茂原 内山千里(4・1)

佐倉 向後昌弘(4・1)

東金 飛田和雄(4・1)

習志野

岡村みゆき(4・1)

我孫子

倉田修一(4・1)

鴨川

大久保孝雄(4・1)

鎌ヶ谷

斉藤 薫(4・1)

君津 小石川洋(4・1)

四街道

塩田直樹(4・1)

袖ヶ浦

根本博之(4・1)

富里 山崎勝美(4・1)

いすみ

仲佐弘文(4・1)

浜松 松永直志(4・1)

菊川 赤堀剛司(4・1)

刈谷 斉藤公人(4・1)

蒲郡 平岩和明(4・1)

大府 相木直人(4・1)

知立 横井宏和(4・1)

長久手

水野敬久(4・1)

尾鷲 高芝 豊(4・1)

岐阜 安田直浩(4・1)

大垣 平松善幸(4・1)

関 西部延則(4・1)

瑞浪 奥村勝彦(4・1)

土岐 水野明人(4・1)

山県

久保田裕司(4・1)

本巣 鷺見 誠(4・1)

郡上 大坪一久(4・1)

富田林

祐村元人(4・1)

相生 山本大介(4・1)

宝塚 酒井勝宏(4・1)

小野 井岡 伸(4・1)

養父 谷 克哉(4・1)

淡路 奥村恭司(4・1)

鳥取 田中利明(4・1)

境港 浜田 壮(4・1)

浜田 古森義明(4・1)

井原 宮 良人(4・1)

瀬戸内

松尾雅行(4・1)

赤磐 元宗昭二(4・1)

呉 秦 和久(4・1)

安芸高田

森岡雅昭(4・1)

下松 大崎広倫(4・1)

美祿 石田淳司(4・1)

阿南 細川博史(4・1)

吉野川

吉田正喜(4・1)

美馬 西野佳久(4・1)

阿波 阿部 守(4・1)

三豊 横山 功(4・1)

八幡浜

田本憲一郎(4・1)

土佐 小松和加(4・1)

室戸 長崎潤子(4・1)

南国 公文知子(4・1)

北九州

村地史朗(4・1)

大牟田 城戸智規(4・1)

朝倉 井上宏一(4・1)

お知らせ

5月5日付け第2083号は、2084号との合併号とし、5月15日付け2083・4号として発行します。

佐賀 梅崎昭洋(4・1)

嬉野 横田泰次(4・1)

神埼 小柳正輝(4・1)

大村 大槻 隆(4・1)

熊本 大島直也(4・1)

水俣 一期崎充(4・1)

玉名

松本留美子(4・1)

山鹿 渡邊義明(4・1)

宇土 野口泰正(4・1)

由布 栗嶋忠英(4・1)

国東 小川雄三(4・1)

宮崎 草野一成(4・1)

串間 野辺一紀(4・1)

鹿児島

田畑浩秋(4・1)

指宿 上田 薫(4・1)

霧島 山口昌樹(4・1)

西之表

松下成悟(4・1)

垂水 榎園雅司(4・1)

始良 谷山 浩(4・1)

名護 上地 健(4・1)

# 2019年度講習会等の御案内



## 2019年度「法務能力向上のための特別実務セミナー」の開催

～苦手の法務もこれで解決！変化に即応できる自治体職員・議員のための短期集中セミナー～

全国的に共通性のある政策法務に焦点を当て、そのポイントを解説する「法務特別セミナー」を全国8か所で、また、各地域の課題解決に役立つ政策法務に焦点を当て、個別の条例や判例を分かりやすく解説する「法務実務研究セミナー」を全国6か所で開催します。自治体法務に精通した講師による、市区町村の職員、議員の皆様の法務能力の向上に役立つ実践的な講義内容となっております。

### ◆日程及び会場

＜法務特別セミナー＞

- 5月22日(水)～5月24日(金)  
東京都千代田区：全国町村議員会館
  - 5月30日(木)～5月31日(金)  
京都市：京都府職員福利厚生センター
  - 7月10日(水)～7月12日(金)  
奈良市：奈良商工会議所会館
  - 7月17日(水)～7月19日(金)  
静岡市：ツインメッセ静岡
  - 7月30日(火)～8月1日(木)  
鹿児島市：かごしま県民交流センター
  - 8月8日(木)～8月9日(金)  
盛岡市：エスポワールいわて
  - 9月19日(木)～9月20日(金)  
徳島市：徳島県自治研修センター
  - 11月12日(火)～11月13日(水)  
さいたま市：さいたま共済会館
- ＜法務実務研究セミナー＞
- 10月7日(月)～10月9日(水)  
東京都千代田区：全国町村議員会館
  - 10月16日(水)～10月18日(金)  
京都市：京都平安ホテル
  - 10月30日(水)～11月1日(金)  
徳島市：ホテル千秋閣
  - 11月20日(水)～11月22日(金)  
奈良市：ホテルリガール春日野
  - 11月28日(木)～11月29日(金)  
前橋市：群馬県自治研修センター
  - 2020年1月16日(木)～1月17日(金)  
さいたま市：さいたま共済会館

- 印のセミナーは 1日目13:00～16:45  
2日目10:00～16:45  
3日目10:00～12:15
- 印のセミナーは 1日目10:00～16:45  
2日目10:00～16:45

- ◆受講料（教材費・税込）  
賛助会員 4,000円 非賛助会員 6,000円
- ◆お申込み専用フォーム  
[https://krs.bz/gyosei/m/rilg\\_seminar](https://krs.bz/gyosei/m/rilg_seminar)

## 2019年度「空き家対策等実務講習会」の開催 ～行政代執行と財産管理人制度の活用による空き家対策について具体的に解説～

本講習会では、地方公共団体に求められる空き家対策の現状と課題を明らかにし、特に課題とされる空き家の解体について、行政代執行と財産管理人制度の活用と実践のポイントについて具体的に解説するなど、地方公共団体の取組の実態を踏まえた具体的な講義内容となっております。

### ◆日程及び会場

7月22日(月)東京都千代田区：全国町村議員会館 2階会議室

### ◆内容及び講師

- 10:30～12:00 自治体における空き家対策の現状と課題  
上智大学法学部教授 北村 喜宣 氏
- 13:00～14:00 行政代執行制度の活用と手続  
鹿児島大学学術研究院教授 宇那木 正寛 氏
- 14:00～14:30 行政代執行による空き家解体事例  
台東区都市づくり部建築課
- 14:40～15:40 所有者不明等の空き家等の解消に向けた財産管理人制度の活用  
川口市都市計画部住宅政策課 空き家対策係

- ◆受講料（教材費・税込）  
賛助会員 10,000円 非賛助会員 15,000円
- ◆お申込み専用フォーム  
[https://krs.bz/gyosei/m/rilg\\_koshu](https://krs.bz/gyosei/m/rilg_koshu)
- ◆問合せ先：一般財団法人地方自治研究機構 研修部  
電話 03-5148-0662 E-mail: koshu@rilg.or.jp
- ◆その他：詳細は、地方自治研究機構のホームページを御参照ください。  
<http://www.rilg.or.jp/htdocs/003.html>



借楽園の梅【提供=水戸市】

再生に取り組んでいる青  
ス感染による被害から梅  
ピール。ウメ輪紋ウイ  
は新元号『令和』を歓迎  
いたします」と、市のホ  
ームページでそれぞれア  
ピール。ウメ輪紋ウイ  
ス感染による被害から梅  
再生に取り組んでいる青

地 太宰府」、  
水戸市は「伝  
統ゆかしい梅  
の都・水戸市  
は新元号『令和』を歓迎  
いたします」と、市のホ  
ームページでそれぞれア  
ピール。ウメ輪紋ウイ  
ス感染による被害から梅  
再生に取り組んでいる青



3月都内で開催の若狭町特産品マルシェで梅干しトロフィーを持つ町役場の岩崎誠さん

を贈呈。町  
観光未来創  
（約10kg）  
し一年分  
ー」と梅干  
しトロフィ  
った「梅干  
つた「梅干  
つた「梅干

## 「令和」を歓迎 梅名所産地の自治体

新元号「令和」は、万  
葉集から引用された「梅  
花の歌」の中の文字を組  
み合わせた。梅の名所、  
産地の自治体は「令和」  
を歓迎。梅が脚光を浴び  
たことで、観光など活性  
化へ追い風となっている。

梅市は、全国で唯一「梅」  
の字がつく自治体として  
「とても喜ばしい」とす  
る記事を広報「おうめ」  
5月1日号に掲載する。  
食べる方の梅干しでも  
産地の町は沸いている。  
若狭町（福井ウメ振興協  
議会）は大相撲幕内優勝  
力士に福井県賞として特  
産梅干しがぎっしり詰ま  
った「梅干  
しトロフィ  
ー」と梅干  
し一年分

造課は「『令和』には厳  
しい冬を乗り越えて咲き  
誇る梅の花のように」と  
いう願いが込められてお  
り、明日への希望が咲き  
誇り、そして実となるこ  
とを期待します。梅の花  
が咲き誇る3月上旬と梅  
の収穫最盛期の6月中旬  
の梅まつりに、多くの方  
にお越しいただきたい」  
と話している。